

平成 19 年 1 月 26 日

金融庁 監督局総務課バーゼルⅡ推進室 御中

全 国 銀 行 協 会

**バーゼルⅡ 第 1 の柱に関する告示の一部改正（案）及び
第 3 の柱に関する告示（案）等に対する意見の提出について**

今般、当協会では、平成 18 年 12 月 27 日に公表された標記案に対する意見を別紙 1 ～ 別紙 3 のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正(案)への意見

全国銀行協会

項番	告示改正案の該当条文	意見	理由等
1	銀行告示案及び持株告示案 第6条第1項第1号	第6条(補完的項目)、第1項第1号(その他有価証券評価差額)では、「第8条第1項第1号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く」との記載があるが、従来のバーゼルⅠの告示どおりに、このカッコ内を削除すべきである。 また、削除できない場合には、その解釈についてQAにて明示していただきたい。	・バーゼルⅡ告示案では、バーゼルⅠ告示案に比べて、ダブルギアリング対象銘柄の評価益が増えるほど自己資本にマイナスに作用し、評価損が増えるほど(本来脆弱になるはずの)自己資本にプラスに作用してしまう傾向が顕著に出てしまう。これは、持合控除の趣旨から乖離していく方向にあると考えられる。 ・また、バーゼルⅡ告示案であれば、その他有価証券評価差額が全体でマイナスの場合には基本的項目での調整が、さらには基本的項目・補完的項目の双方で繰延ヘッジ部分にかかる調整も必要となるはずである。 ・もしバーゼルⅠ告示から変更する場合は、控除項目を時価評価前簿価とする旨の明示をQAにて対応すべきである。
2	銀行告示案 第89条第4号ロ、ハ	「金融機関又は証券会社(第64条の規定に該当するものに限る。)の発行する…」の表現は、「第63条又は第64条の主体が発行する…」に修正すべきと考える。	例えば、外国銀行、銀行持株会社及び証券持株会社が外れるため。
3	銀行告示案 第153条第1項第2号	「N(x)は標準正規分布の累積関数。ただし、PDが百パーセントの場合は一とする」とあるが、N(x)を1にしても、 $K=(LGD-EL)$ にはならない。(リスクウェイト関数の後半に、 $(1-1.5 \times b)-1 \times (1+(M-2.5) \times b)$ があるため) PD=100%の場合の注記を修正する必要があるのではないか。	バーゼル最終文書パラ272では、デフォルト債権のリスクアセット計算方法について「The capital requirement(K) for a defaulted exposure is equal to the greater of zero and the difference between its LGD and the bank's best estimate of expected loss」とあるが、告示上の記載では、同じリスクウェイト計算式にならないと思われるため。
4	銀行告示案 第156条第4項	「…適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。」は、「…適格不動産担保及び適格その他資産担保の合計額を基準として算出する。」に修正すべきと考える。	バーゼル文書(2006年7月統合版)のパラグラフ296(Methodology for the treatment of pools of collateral)の2つ目の「・」では、以下のように記載されている。 「Where the ratio of the sum of the value of CRE/RRE and other collateral to the reduced exposure (after recognising the effect of eligible financial collateral and receivables collateral) is below the associated threshold level (i.e. the minimum degree of collateralisation of the exposure), the exposure would receive the appropriate unsecured LGD value of 45%」

項番	告示改正案の該当条文	意見	理由等
5	銀行告示案 第256条2項3号	「参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第249条第4項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること」と記載されているが、「249条3項」は参照しなくてもよいか確認したい。	パーゼル文書(2006年7月統合版)の paragraph 618(RBA方式における推定格付を利用する際の要件)においては、 paragraph 565(標準的手法において証券化エクスポージャーで外部格付を利用する際の基準)を参照しており、 paragraph 565(b)には、「publicly available」等の要件が含まれている。
6	銀行告示案 314条 (持株告示案292条)	<p>組織再編時の(中間)予備計算報告に関して、以下の点を確認させていただきたい。</p> <p>①組織再編後に存続する銀行が、先進的計測手法採用行の場合でも、金融庁の承認を受けるために、予備計算報告を行わなければならないということか。</p> <p>②(中間)予備計算報告書の作成が不要の場合の条件において、「自己資本の計算の継続性」とは、どのようなことを指しているのか。</p> <p>③(中間)予備計算報告書の作成が不要の場合の条件において、「中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類」とはどのような書類を指しているのか。また、「作成することができる」とは、これを立証する証拠書類が求められるということか。更に、「先進的計測手法採用行における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成」とは、どのようなことを指しているのか。</p>	

バーゼルⅡ 第3の柱に関する告示案への意見

全国銀行協会

項番	告示案の該当条文	意見	理由等
1	重要性の原則	<p>内部格付手法を採用する銀行グループにおける適用除外資産(含む、海外子会社等)、及び、その他簡略化して開示することが適当と判断する資産に関しては、開示の点についても重要性の原則が適用されると考えてよいか。</p> <p>また適用される場合、当該資産について、地域別・業種別・残存期間別等の区分開示や平均残高等の開示に過度のシステム対応等が必要になる場合には、「その他」等に合算して開示するなど簡略的な対応を行うことは認められるか。</p>	
2	第4条第3項第1号 第7条第3項第1号	<p>本条項に該当する会社は自己資本比率算定上資本控除となる非連結子会社等であることから、本邦BIS自己資本比率規制上の所要自己資本という概念は存在しないと考えられる。このため、本条項における規制上の自己資本とは、当該会社が現地当局規制上求められる所要自己資本*1であり、この所要自己資本から現地当局規制に基づいて算出する当該会社の自己資本を控除した額が、本条項の所要自己資本を下回った額であると考えてよいか。</p> <p>*1:例としては銀行業に対する現地のBIS自己資本比率規制や、保険業に対する現地のソルベンシーマージン規制など。ただし、該当する規制がない場合には、本号の算出対象とはならない。</p>	規制上の所要自己資本とは何か、所要自己資本を下回った額とは何を示すのか、明確にしていきたいため。
3	第2条第3項第1号イ(4) 第3条第3項第2号イ(5) 第7条第3項第2号イ(5)	「基本的項目のうち(1)から(3)(連結は(4))までに該当しない資本調達額」の定義が不明確。この点は、今後、会社法施行に対応したバーゼルⅡ第1の柱告示を踏まえ、修正すべきではないか。	「資本調達額」というと新株予約権や新株式払込金あたりが想定されるが、主旨は自己株式、為替換算調整勘定、その他有価証券評価損等も含めるものと思われる。それらも含むなら、「(5)基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの」等に表現を変えたほうがよいかと考えるため。
4	第2条第3項第2号イ 第4条第3項第3号イ 第7条第3項第3号イ 等	<p>現在のパブリックコメントでは、内部格付手法の場合の「第1の柱」における所要自己資本の定義(告示第200条)における、自己資本控除が求められるエクスポージャーの当該控除額の取扱いについて確認したい。</p> <p>内部格付手法の場合、「第1の柱」における「所要自己資本の額」のうち信用リスクに係る部分には、UL(非期待損失額)にEL(期待損失額)と引当金との差額を加減したものに、自己資本控除が求められるエクスポージャーに係る当該控除額も所要自己資本の額に加えるかどうか確認したい。</p>	「第1の柱」の告示第200条(信用リスクのストレステスト)に書かれている「信用リスクの所要自己資本額」の定義が同告示上明確にされておらず、昨年7月28日付の第3の柱の告示案へのパブコメ回答の項番37を参照することになるが、信用リスクにかかるリスク量としての所要自己資本額に、自己資本控除が求められるエクスポージャーを加えるかどうか不明確なため。

項番	告示案の該当条文	意見	理由等
5	第2条第3項第3号ロ 第4条第3項第4号ロ 第7条第3項第4号ロ	「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額」については、その他資産やファンドなど、区分ごとに分類することができない、あるいは実務上困難、または負荷が極めて高いものが存在します。期末残高について区分ごとの開示が必須とされる場合、相応の金額を「その他」に区分する等の対応が避けられないと考えるが、そのような対応でよいか確認したい。	期末残高について区分ごとの開示が必須とされる場合、「その他」に区分することが許容されることを明確化するため。
6	第2条第3項第4号イ、ロ 第4条第3項第5号イ、ロ 第7条第3項第5号イ、ロ	内部格付手法適用行で適用除外先については重要性原則から担保、保証等による信用リスク削減効果の開示を行わないことも可能であるとの理解でよいか。	適用除外先に関する担保、保証等によるリスクアセット削減効果の開示を行わないことも可能であることを確認したため。
7	第2条第3項第5号ハ 第4条第3項第6号ハ 第7条第3項第6号ハ	「担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）」に変更すべきと考える。	本項目は、ネットting効果勘案後、信用リスク削減手法効果勘案前の与信相当額を想定していると思われるが、一括清算ネットtingの場合には取引の区分ごとのネットting後の再構築コストを算出することができないことから、カレント・エクスポージャー方式による取引の区分ごとの与信相当額は算定できないと思われる。 当局宛の報告様式で(決算状況表)について、現状でも、一括清算ネットtingは取引の区分とは別に欄が設けられており、本条項と平仄がとれていないと考える。
8	第2条第3項第3号チ 第4条第3項第4号チ 第7条第3項第4号チ	リボルビング型信用におけるEADの開示において「当該未引出額に乗ずる掛け目の推計値の加重平均値」については、「EAD－引出額」/「未引出額の総額」で算出しても良いことを確認したい。	本邦において、リボルビング型信用においては未引出枠に対するエクスポージャー掛け目を推計しない実務もあるので、現在の案のままでは開示が不可能であることから、そうした実務慣行にも配慮をいただきたいため。

項番	告示案の該当条文	意見	理由等
9	第2条第3項第3号リヌ 第4条第3項第4号リヌ 第7条第3項第4号リヌ	<p>まず、「損失の実績値」「損失額の…実績値」は、第一義的には与信関係費用を指すという認識でよいか確認したい。</p> <p>与信関係費用を指すという認識のもとで、</p> <p>(1)「ソブリン向けエクスポージャー」「金融機関向けエクスポージャー」「株式等エクスポージャー」における有価証券関係の損失は、与信関係費用として計上されず、デフォルトに伴うものか判別が困難であることから、当該実績値に含める必要はないとの認識でよいか。その場合、対応する推計値は同様に除くという認識でよいか確認したい。</p> <p>(2)「引当の戻り」や「引当率の増減」について、どのように取り扱うのか、基準を示していただきたい。</p>	
10	第2条第3項第3号リ 第4条第3項第4号リ 第7条第3項第4号リ	「直前期における損失の実績値」および「過去の実績値との対比」における資産区分毎の集計について、導入前に遡って把握することは困難なことから、十分な猶予期間を設けていただきたい。	例えば、「直前期における損失の実績値」および「過去の実績値との対比」とあるが、規制導入前に遡って資産区分毎の集計が困難な場合には、資産区分毎ではなく、可能な範囲(プロダクト別、格付制度別等)での開示を許容するような猶予期間が必要なため。
11	第2条第3項第3号リ 第4条第3項第4号リ 第7条第3項第4号リ	「直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析」の「要因分析」について、「ELデフォルト」のように新しい概念は、与信関係費用との分析を過去に遡って行うのは極めて困難であるので、平成20年(2008年)3月末以降に遡っていただきたい。	金融庁と民間金融機関との間でコンセンサスが未醸成の段階で、導入後しばらくの期間は計測方法の見直しが行われる可能性がある。そのような段階で実績との要因分析は馴染まないと考ええる。
12	第2条第3項第3号ヌ 第4条第3項第4号ヌ 第7条第3項第4号ヌ	<p>「長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比」については、例えば、①過去に遡って資産クラス毎の推計値及び実績値を把握すること、②長期にわたって過去の実績値の長期平均を得ること、は非常に困難であり、実務的に不可能な場合もある。</p> <p>このため、本件開示については、そもそも十分な猶予期間を許容する、または、特に過去の推計値又は実績値の算出において柔軟な対応を許容する(資産クラス別については、可能な範囲で対応等)等について検討いただきたい。</p>	<p>本件については、そもそも、新規制が適用される2007年3月末基準以降の値について比較を行うことがより適当な開示項目ではないかと考える。バーゼルⅡ実施当初は、可能な範囲での開示が望ましく、資産区分毎の開示に拘る理由はないと考える。</p> <p>また、本開示については、バーゼル最終文書においても、3年間の猶予期間が認められるようになっており、同様の猶予期間を設定する、または、金融機関側で可能な範囲での対応についても許容すること等が必要と考える。</p>

項番	告示案の該当条文	意見	理由等
13	第2条第3項第5号イ、ロ(4) 第4条第3項第6号イ、ロ(4) 第7条第3項第6号イ、ロ(4)	銀行がオリジネーターとなる場合には、「直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合」「第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合」があるが、特に後者については、該当しない開示項目や重要性等の観点から開示項目として必ずしも要しないと想定される項目が存在しており、柔軟な対応を許容していただきたい。	
14	第2条第3項第6号イ(2) 第4条第3項第7号イ(2) 第7条第3項第7号イ(2)	<p>「三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳」の開示が求められているが、顧客等に追加的な負担を強いることなく、現実的に取得可能な代替データでの対応を許容いただきたい。</p> <p>また、顧客からの裏付資産の状況にかかる報告に基づき入手したデータをもって、本号に定める銀行の開示を行ってよいか確認したい。</p>	<p><デフォルトしたエクスポージャーの額について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動化・証券化の契約書におけるデフォルト債権等の定義は、必ずしも告示案の定義と一致するものではないため、当該データの入手が困難なケースが存在する。 ・サービシングを顧客等が行っているものについては、告示案にあるデータの開示は顧客から当該データがタイムリーに提出されることが前提となるが、流動化・証券化の契約における顧客等からのレポート提出期限は、銀行の半期開示時期を考慮したタイミングで設定されている訳ではない。 ・上記により、告示案にあるデータの開示が困難なケースが存在する。 ・現実的対応として、半期開示時期に、顧客等に追加的な負担を強いることのない範囲で、把握可能なデータで代替することを許容いただきたい。 <p><損失額について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動化・証券化において裏付資産に発生したデフォルト債権は、劣後部分等を保有する顧客(オリジネーター)がファーストロスを負担する貌が太宗であり、顧客は再度当該デフォルト債権の債権者となる。 ・この場合、顧客が行う償却の額や実施時期に関し、流動化・証券化の契約上、報告義務を課しているものはほとんどなく、顧客等に追加的な負担を強いることなく、銀行がその内容を把握することは困難である。 ・当該データについては不明であることを前提とした、柔軟な開示対応を認めていただきたい。
15	第2条第3項第6号イ(2) 第4条第3項第7号イ(2) 第7条第3項第7号イ(2)	<p>「三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳」は、各金額について半期中に発生した累積額を記載すべきか、それとも半期末時点の残高を記載すべきか確認したい。</p> <p>また、顧客がファーストロスを負担しており、銀行には損失が発生していない場合は、デフォルトしたエクスポージャーや損失の発生はないものとして開示するという理解でよいか。</p>	本号において開示を行う場合に、記載すべき金額について、定義を確認したいため。

項番	告示案の該当条文	意見	理由等
16	第2条第3項第6号イ(5) 第4条第3項第7号イ(5) 第7条第3項第7号イ(5)	『証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳』が銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する開示項目として新たに追加されているが、『証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額』は銀行がオリジネーターである場合はバーゼルⅡにおける自己資本から控除する扱いとなっている。当該事項がバーゼルⅡにおける自己資本に算入される扱いであれば開示する趣旨は理解できるが、そもそも自己資本の額から控除する扱いとなっているのであれば、開示項目とする必要はないのではないか。	第2条第3項第6号イ(5)「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳」と第2条第3項第1号イ(5)「自己資本比率告示第17条第項第1号から第4号まで又は……の規定により基本的項目から控除した額」は重複感があるため。
17	第2条第3項第7号ハ 第4条第3項第8号ハ 第7条第3項第8号ハ	信用リスクアセットのみなし計算に該当するファンドについては、株式エクスポージャーとは別に開示するという認識でよいか。具体的には、リスクアセットの算出方式別に、リスクアセット等を開示するという理解でよいか。 ①ルックスルー方式(第167条第1項に該当) ②単純過半数方式(第167条第2項に該当) ③運用基準方式(第167条第3項に該当) ④内部モデル手法(第167条第4項に該当) ⑤蓋然性(第167条第5項に該当) ⑥上記のいずれにも該当しないもの(第167条第5項後半部分に該当)	

バーゼルⅡ 第3の柱に関する監督指針案への意見

全国銀行協会

項番	監督指針案の該当項番	意見	理由等
1	(3)⑥	<p>監督指針において、「銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」については「例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨毎の内訳を適切に開示しているか。」との記載があるが、VaRを内部管理上重要な指標として用いており、上記経済的価値の増減額をVaRで開示する金融機関で、通貨別のVaRについては内部管理に使用していない場合においては(VaRについては、通貨間の相関を勘案した後の値を用いるのが一般的であると考え)、必ず通貨別のVaRの開示をしなければならないわけではなく、どのような開示が適切であるかは最終的に各行の判断に委ねられるとの認識でよい。</p>	